

# 横浜市環境影響評価技術指針の 改定について

第9回環境影響評価審査会  
令和6年11月20日  
事務局資料

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 前回までの審査会でいただいた主な御意見 | : 別紙1 |
| 技術指針改定案（素案）本編       | : 別紙2 |
| 技術指針改定案（素案）別表1      | : 別紙3 |
| 技術指針改定案（素案）別表3      | : 別紙4 |

# 1 現在の技術指針の構成

## <本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方  
図書の構成

## <別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

## <別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・・・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の  
調査、予測及び評価の手法  
並びに事後調査の方法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

## 2 技術指針に関する審査会での審議状況

① 改定の趣旨・方向性について

令和5年度第16回審査会

② 本編、別表2の改定案について

令和5年度第20回審査会  
別表2：令和6年度第8回審査会  
今回（本編）：令和6年度第9回審査会

③ 別記の改定案について

令和6年度第3回審査会  
令和6年度第7回審査会  
令和6年度第8回審査会

④ 別表1、別表3について

今回：令和6年度第9回審査会

### 3 技術指針改定案(素案)本編

#### 改定の考え方① ～基本的な方向性～

- (1) 社会ニーズへの対応～政策目標の実現に向けて一步踏み込んだ取り組みの後押し
- (2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ
- (3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化
- (4) 運用状況を踏まえ、分かりやすい指針へ見直し

### 3 技術指針改定案(素案)本編

#### 改定の考え方② ～今回の修正に関する考え方～

- (1) これまで審査会でいただいた御意見の反映（本資料スライド5以降で説明）
- (2) 構成の一部見直し
- (3) 解説欄との書き分けの整理
- (4) 記載内容の見直し・充実
- (5) その他（用語の統一、配慮指針や技術指針別記との整合、記載内容の重複削除、用語集の整理 等）

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 1 改定の考え方について

| No  | 御意見の趣旨(概要)  | 回答等   | 反映内容  |
|-----|---|---|---|
| 1-1 | 「メリハリのあるベスト追求型アセスへ」とあるが、事業者側に立った変更は、カーボンニュートラルを目指し規制を強化するような社会の動きに逆行しているのではないのでしょうか。変な捉えられ方がされないよう検討いただきたいです。 | 各別記に環境影響評価の対象と項目選定する事業の考え方を記載し、明確化しました。また、温室効果ガスは原則として環境影響評価項目として選定することとしました。 | <u>各別記に、環境影響評価の対象と項目選定する事業の考え方を記載。</u><br><br>別記「温室効果ガス」<br>1(2)項目選定する事業の考え方<br>国及び本市が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けて、 <u>温室効果ガスは原則として環境影響評価項目として選定</u> する。 |

| No  | 御意見の趣旨(概要)  | 回答等  | 反映内容   |
|-----|---|--|--|
| 1-2 | 「目標をクリアした上で、ベスト追求を目指している」とはどのようなことなのかが、別表3の環境影響要因と環境影響評価項目との関連性から読み取れるような運用の仕方が重要になってくるのではないのでしょうか。 | 環境保全目標について、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかの視点から適切に設定する等、記載をしました。 | P15(3) 環境保全目標の設定<br>環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記を参考に検討し、 <u>実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から適切に設定</u> する。<br><br>※本日御説明する要点を <u>赤字(下線あり)</u> にしています。 |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 1 改定の考え方について

| No  | 御意見の趣旨（概要）  | 回答等  | 反映内容   |
|-----|---|--|--|
| 1-9 | <p>計画が一部未確定であるような案件で、アセスの審査をどのようにするべきかは、どの環境影響評価項目についても起こりうる話だと思いません。</p> <p>こうした全体の枠組みを議論する機会に、そういった案件にどう対応するのも合わせて整理できるといと思います。</p> | <p>方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。</p> | <p>P8 1 方法書の作成手順<br/>方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、環境影響評価項目が選定でき、<u>調査及び予測の手法が選定できる程度には事業内容が固まっている必要があります。</u></p> <p>P13 1 準備書の作成手順<br/>準備書は、（略）、最終的な評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。そのため、<u>客観的に予測できる程度に事業内容が固まっている必要があります。</u></p> |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 1 改定の考え方について

| No   | 御意見の趣旨 (概要)  | 回答等   | 反映内容  |
|------|--|---|---|
| 1-10 | ベスト追求型アセスの考えとして、改定案の「影響を最小限にとどめる水準」に主語を「事業者が」と付けたとき、この水準が非常に議論を呼ぶところになってくると思うので、「影響が最小限にとどまる水準」にした方が良いと思います。自然資本のための改定であれば、「影響が」にした方が良く、状況が維持回復できる水準とかの方が客観性の高い議論により近くなると思います。 | 事業者对环境への負荷をできる限り回避又は低減することを求めるため、「(事業者が) 影響を最小限にとどめる水準」と記載しました。 | <u>各別記の「環境保全目標の設定」で、「影響を最小減にとどめる水準」と記載。</u> |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

## 第2章 計画段階配慮

| No    | 御意見の趣旨（概要）  | 回答等  | 本編への反映  |
|-------|---|--|---|
| 2-2-1 | <p>公共事業であるような場合と、普通の民間の営利事業とは少し性質が違うのではないかと思います。今は完全に横並びの感じになっていますが、事業者としての扱いに少し色を付けても良いと思います。</p> <p>事業者が民間の営利的な事業か、行政の公共的な事業か、しっかりと説明させた方が良いと思います。</p> <p>対象事業を実施するうえでの背景や事業特性及び上位計画の説明など、コンセプトを事業者が自ら最初に説明することが最初のステップで、その先にどこまで環境アセスメント手続の中で具体的に落とし込めるかが重要だと思います。</p> | <p>「カ 事業の目的及び必要性」と「ク 事業計画を立案した経緯」において、事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、上位計画における当該事業の位置付けを記載するよう明示しました。</p> | <p>P5 カ 事業の目的及び必要性<br/>事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、<u>上位計画における当該事業の位置付けを記載します。</u></p> <p>P5 ク 事業計画を立案した経緯<br/>計画区域並びに施設の構造、規模及び配置等の考え方について、主に環境影響の回避又は低減の観点から記載します。<br/><u>上位計画がある場合は、その目的や方針に照らして適切な環境配慮がなされた事業計画になっていることが分かるように記載します。</u></p> |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 第3章 環境影響評価 ～地域特性の把握～

| No    | 御意見の趣旨（概要）   | 回答等  | 本編への反映   |
|-------|--|--|--|
| 2-3-1 | <p>方法書の段階で、地域特性を把握する項目があります。その中で既存の資料で不十分な場合、現地調査で補完することになっていますが、必ずしも十分ではありません。準備書の段階で追加調査を行って評価することになると時間がかかってしまいます。既存資料がない場合に、事前調査についての実施の要・不要及びその程度について、検討してほしいと思います。</p> | <p>地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。</p> | <p>P9 (2) 地域特性の把握<br/><u>調査及び予測方法を検討するうえで必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行います。</u></p> |
|       | <p>現地調査が配慮書に基づいたものだけにならないように、評価書まで念頭に置いて、必要情報の収集のための事前調査、現地調査を行うようにした方が良くと思います。</p>  |  |  |

# 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

## 第3章 環境影響評価 ～地域特性の把握～

| No    | 御意見の趣旨（概要）   | 回答等   | 本編への反映  |
|-------|--|---|---|
| 2-3-2 | <p>配慮書と方法書の関係性のところで、事業計画に関して配慮書で記載している事業計画をもう少し方法書の段階で具体化するという方向性は見えましたが、そのときに調査も深掘りする必要があると思います。方法書のところの調査について、基本的には補完ではなく、アップデートしていくことがとても大事ではないかと思います。</p> <p>アップデートして、なおかつ具体的に特定できなかったことをきちんと特定するということを書いておいた方が良いと思います。現地調査がベースかと思います。</p> | <p>配慮書段階で把握した地域特性は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則としました。</p> <p>地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。</p> | <p>P9 (2) 地域特性の把握</p> <p><u>配慮書段階で把握した地域特性は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則</u>とし、提供された環境情報や配慮市長意見書を踏まえ、配慮書段階から検討を進めた事業計画も考慮して見直し、把握します。なお、新たに資料を収集するときには、方法書作成時点の最新の既存資料（経年変化を含む。）を使うものとします。<u>調査及び予測方法を検討するうえで必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行います。</u></p> |
| 2-3-3 | <p>配慮書段階の調査は、あくまで配慮事項の検討のためで、方法書以降の計画策定にも使えると受け取られる表現は避けた方が良いと思います。現地調査が基本というニュアンスが伝わる記載が良いと思います。</p>  |   |   |

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。10

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 第3章 環境影響評価 ～方法書及び準備書の記載～

| No    | 御意見の趣旨（概要）   | 回答等                                   | 本編への反映  |
|-------|--|---------------------------------------|---|
| 2-3-4 | 配慮書の作成手順にある作成の時期の説明と同様に、計画が十分に固まり、それに基づいた予測評価をしたものを準備書に記載する趣旨を記載した方が良いと思います。 | 方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。 | <p>P8 1 方法書の作成手順<br/>方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、環境影響評価項目が選定でき、<u>調査及び予測の手法が選定できる程度には事業内容が固まっている必要があります。</u></p> <p>P13 1 準備書の作成手順<br/>準備書は、環境影響評価を行うにあたって環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載するもので、最終的な評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。そのため、<u>客観的に予測できる程度に事業内容が固まっている必要があります。</u></p> |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 第3章 環境影響評価 ～事業計画の諸元の見直し～

| No    | 御意見の趣旨（概要）  | 回答等   | 本編への反映   |
|-------|---|---|--|
| 2-3-5 | 準備書の段階でも事業計画を変えていいと受け取られるおそれがあるタイトルのため、この記載に心配なところがあります。事業者側の都合で変えていいと受け取られないように表現を検討した方がよいと思います。 | 方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行うことを明確化しました。 | P14 (2) 事業計画の諸元の見直し<br>方法書で把握した地域特性に <u>方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し</u> 、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行う。 |
| 2-3-6 | 本文の「諸元の見直しを行う」の前に、「環境を劣化させないように必要に応じて見直しを行う」と入れてはどうかと思います。  |   |  |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (1)これまで審査会でいただいた御意見の反映

#### 第3章 環境影響評価 ～事後調査～

| No    | 御意見の趣旨（概要）   | 回答等   | 本編への反映  |
|-------|--|---|---|
| 2-3-7 | 事後調査計画書の作成は事業の進捗に応じてだと思いますが、事後調査に引き継ぐべき事項を特定し、事後調査の項目を評価書又は準備書に記載することを検討してください。                          | 「環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。」と記載しています。 | P17 (8) 事後調査の実施に関する事項の検討<br><u>環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。</u> |
| 2-3-8 | 準備書段階で事後調査が必要な事項とは、出てきている方が望ましいと思います。特にやむを得ず事業計画に不確定部分が残っている場合は、事後調査の事前検討の重要性が高くなるので、少し盛り込んでいただきたいと思います。 |   |   |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (2) 構成の一部見直し

#### 準備書

環境の保全のための措置をとる場合にはその内容を踏まえ、環境保全目標に照らして評価することとしているため、準備書の作成手順を見直しました。

| 令和5年度第20回審査会 (3/22)       | 今回                        |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 調査の実施及び結果の整理          | (1) 調査の実施及び結果の整理          |
| (2) 事業計画の諸元の見直し           | (2) 事業計画の諸元の見直し           |
| (3) 環境保全目標の設定             | (3) 環境保全目標の設定             |
| (4) 予測の実施及び結果の整理          | (4) 予測の実施及び結果の整理          |
| (5) 評価                    | (5) <u>環境の保全のための措置の検討</u> |
| <u>(6) 環境の保全のための措置の検討</u> | (6) 評価                    |
| (7) 環境影響の総合的な評価           | (7) 環境影響の総合的な評価           |
| (8) 事後調査の実施に関する事項の検討      | (8) 事後調査の実施に関する事項の検討      |
| (9) 対象地域の設定               | (9) 対象地域の設定               |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (2) 構成の一部見直し

#### 事後調査

3/22時点の「第2 事後調査の実施」では、事後調査の目的や実施時期、留意点等の事後調査の考え方を解説していることから、名称を「第1 事後調査の考え方」に改め、記載の順番を見直しました。

| 令和5年度第20回審査会 (3/22) | 今回                 |
|---------------------|--------------------|
| 第4章 事後調査            | 第4章 事後調査           |
| 第1 事後調査計画書          | <u>第1 事後調査の考え方</u> |
| <u>第2 事後調査の実施</u>   | 第2 事後調査計画書         |
| 第3 事後調査結果報告書        | 第3 事後調査結果報告書       |

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (3)解説欄との書き分けの整理

(例) 囲み内は条例で求める内容を具体化したものとし、解説は、その考え方・方法等を整理したものとして整理

令和5年度第20回審査会 (3/22)

P16 1 準備書の作成手順

(略) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測、評価する。(略)

【解説】

(略) 各環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施したうえで、それらの結果を整理して図書を作成します。(略)

今回

p13 1 準備書の作成手順

準備書は、(略) 環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測、評価して作成する。

【解説】

(略) 各環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施したうえで、それらの結果を整理して準備書を作成します。(略)

【参考】横浜市環境影響評価条例(抜粋)

(環境影響評価項目等の選定)

第22条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第20条第1項の意見に配意して第17条第1項第9号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法を選定しなければならない。

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。16

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (3)解説欄との書き分けの整理

(例) プラス面の効果については、条例及び施行規則に記載がないため、囲み内ではなく解説に記載するものとして整理

#### 令和5年度第20回審査会 (3/22)

##### P17 (3) 環境保全目標の設定

選定した環境影響評価項目ごとに、環境影響が回避され、又は低減されているかどうか、若しくはプラスの効果が発揮されているかが評価できるように、環境保全目標を設定する。環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記に沿って検討し、原則として定量的な評価ができるように設定する。

##### 【解説】

環境保全目標は、事業特性と地域特性、現況の調査結果を考慮のうえ、横浜市の策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、現在の環境への影響を最小限にとどめる水準、環境基準、良好な環境を創造する水準等、事業でより良い環境の創造を目指すことも念頭に置き、別記に掲げる事項を参考に適切に設定します。(略)

#### 今回

##### P15 (3) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記を参考に検討し、実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から適切に設定する。

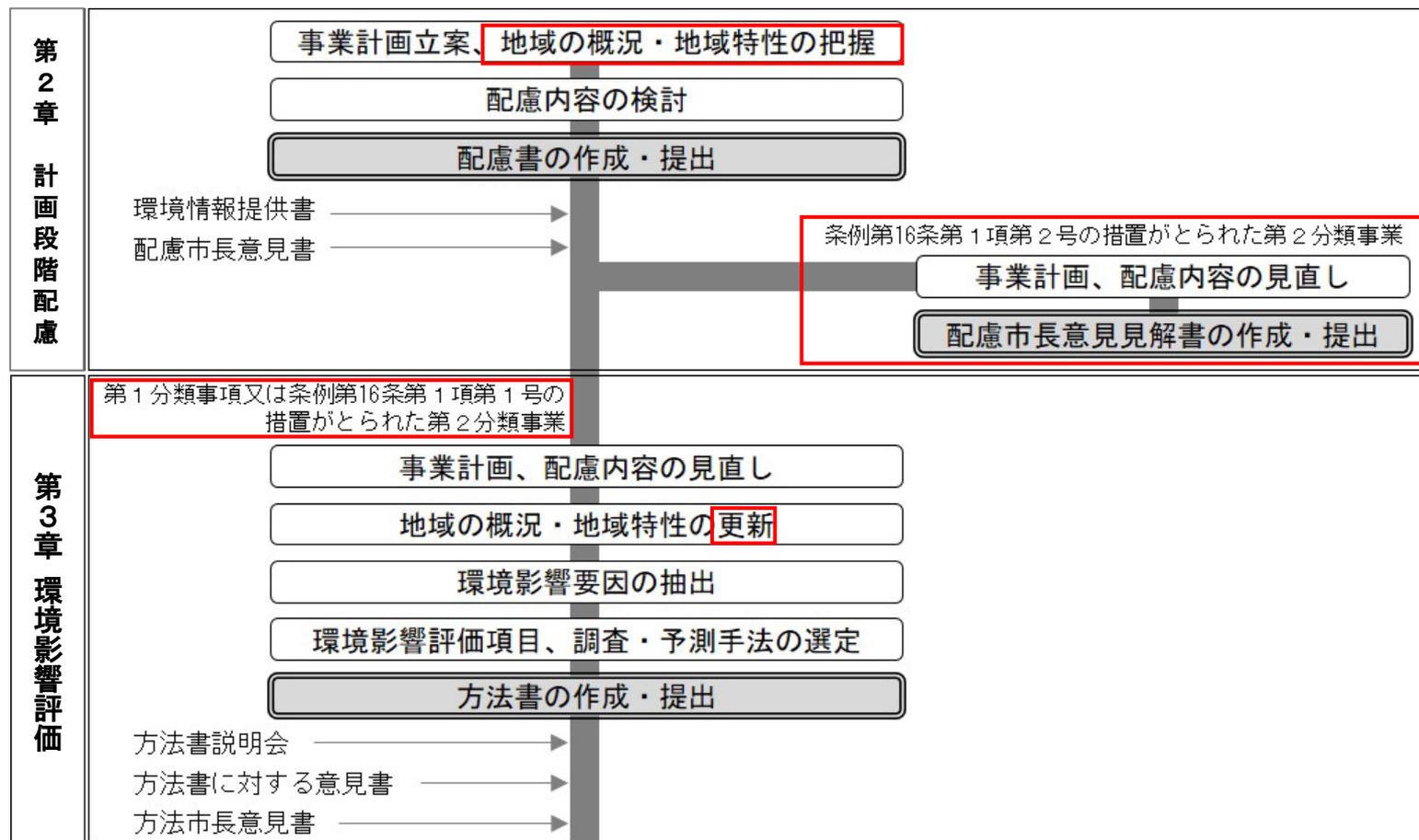
##### 【解説】

環境保全目標は、事業特性や地域特性、調査結果を考慮のうえ、横浜市の策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、現在の環境への影響を最小限にすること、より良い環境を目指すことも念頭に置き、別記に掲げる事項を参考に適切に設定します。なお、対象事業の実施によるプラス面の効果を見込む場合は、良好な環境の創出を念頭に目標を設定します。(略)

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。17

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (4) 記載内容の見直し・充実

(例) 別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書等作成の基本的な流れの充実



### 3 技術指針改定案(素案)本編 (4) 記載内容の見直し・充実

#### (例) 対象地域の設定の記載内容の充実

##### 今回

##### P17～18 (9) 対象地域の設定

対象地域は、条例第26条第1項の規則で定める基準に従って適切に設定する。

##### 【解説】

対象地域は、方法書に対する市民等からの意見書の内容や環境影響評価の結果等を踏まえ、次の考え方を参考に、環境影響を受けるおそれがある範囲を全て含むよう適切に設定します。町丁目の単位で設定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

ア 施設（ばい煙発生施設等）の稼働に伴う大気質の予測及び評価を行った場合、大気汚染物質の最大着地濃度地点を含む距離を半径とした範囲

イ 高層建築物の存在に伴う風環境の予測及び評価を行った場合、対象事業実施区域から建築物の高さの2倍程度の範囲

ウ 対象事業の実施により騒音、振動等の影響が最大となる地点を含む範囲

エ 対象事業の実施により日影が影響を及ぼすおそれがある範囲

オ 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が生じるおそれがある範囲

カ 対象事業の実施により交通混雑が生じるおそれがある交差点を含む範囲

キ 最寄の幹線道路に至るまでの工事用車両等の走行ルート沿道の50m程度の範囲

ク その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (4) 記載内容の見直し・充実

#### (例)環境の保全のための措置の検討の記載内容の充実

##### 令和5年度第20回審査会 (3/22)

P18 (6) 環境の保全のための措置の検討

##### 【解説】

環境の保全のための措置は、対象事業の計画立案段階において十分検討するものですが、予測結果が環境保全目標を満足できないと評価された場合には、環境の保全のための措置の内容を見直してください。見直した環境の保全のための措置に基づき予測・評価を再度実施してください。

(略)

##### 今回

P15 (5) 環境の保全のための措置の検討

##### 【解説】

環境の保全のための措置は、調査、予測及び評価の過程において環境影響を回避、低減又は代償するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して環境の保全を目的として講じる措置等を含みます。

環境の保全のための措置は、事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測に際し、改めて整理します。

予測結果が環境保全目標を満足できない場合には、環境の保全のための措置の内容を見直します。

また、予測結果が環境保全目標を満足できる場合でも、より環境影響の低減等を図るための措置について検討します。

(略)

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (5)その他(用語の統一)

#### 用語の統一の例

- ・「～してください。」及び「～します。」の記載は、「～します。」に統一しました。
- ・「技術指針」及び「本技術指針」の記載は、「横浜市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）」と記載し、以下「技術指針」に統一しました。
- ・図書の記載について、条例で規定されている図書に書類（配慮市長意見見解書、準備書意見見解書）を追加して「図書等」として整理しました。  
一連の図書等（配慮書、配慮市長意見見解書、方法書、準備書、準備書意見見解書、評価書、事後調査計画書及び事後調査結果報告書）

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (5)その他(配慮指針や技術指針別記との整合)

#### 配慮指針との整合の例

##### 令和5年度第20回審査会 (3/22)

P6 1 配慮書の作成手順

##### 【解説】

(略) 配慮書は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域の選定など事業計画の見直しが可能な時期に作成することが望まれます。(略)

##### 今回

P4 1 配慮書の作成手順

##### 【解説】

(略) 配慮書は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域(以下「計画区域」という。)の設定など、事業計画の見直しが可能な時期に作成することが望まれます。(略)

#### 技術指針別記との整合の例

##### 令和5年度第20回審査会 (3/22)

P11 (4) 環境影響評価項目の選定

##### 【解説】

環境影響評価項目は、項目ごとの別記に記載されている「項目選定の考え方」を踏まえ、(略)、「選定」「非選定」の適切さが客観的に判断できるよう、理由を整理します。

##### 今回

P9 (4) 環境影響評価項目の選定

##### 【解説】

環境影響評価項目は、項目ごとの別記に記載されている「1(2) 項目選定する事業の考え方」を参考に、(略)、「選定」又は「非選定」の理由を客観的に整理します。

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。

### 3 技術指針改定案(素案)本編 (5)その他(記載内容の重複削除)

#### 記載内容の重複削除の例

##### 令和5年度第20回審査会 (3/22)

P4 第2 図書の作成にかかる事項

##### 【2 解説】

(略) 作成にあたっては専門家だけではなく広く市民が理解しやすい内容とすることが大切です。

(1) 市民が分かりやすい客観的な表現とし (略)

P23 1 評価書の作成手順

##### 【1 解説】

評価書は、(略)、環境影響の最終的な評価をとりまとめた図書です。

評価書の作成は、準備書の作成手順に準じるものとします。評価書は、一連の環境影響評価の全容をとりまとめたものであり (略)

##### 今回

P2 第3 図書等の作成に係る事項

##### 【2 解説】

(略) ~~作成にあたっては専門家だけではなく広く市民が理解しやすい内容とすることが大切です。~~

(1) 市民が分かりやすい客観的な表現とし (略)

P21 1 評価書の作成手順

##### 【1 解説】

評価書は、(略)、環境影響の最終的な評価をとりまとめた図書です。

評価書の作成は、準備書の作成手順に準じるものとします。~~評価書は、一連の環境影響評価の全容をとりまとめたものであり~~ (略)

# 3 技術指針改定案(素案)本編 (5)その他(用語集の整理)

- ・現在の技術指針の「技術指針で使用する用語」について、「第1章 第2 技術指針で使用する用語」と技術指針(本編)の最後に技術指針(本編)で使用する用語を整理。
- ・技術指針(別記)で使用する用語は、技術指針を改定後、別途参考資料として作成する予定。

横浜市環境影響評価技術指針で使用する用語(五十音順)

本技術指針(本編)で使用する用語は、次のとおりです。

あ行

か行

## 環境影響(条例第2条第1号)

事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増設をいう。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。)

## 環境影響評価(条例第2条第1号)

環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

## 環境影響評価項目(条例第7条第2項第1号)

環境影響評価を行うための項目。事業者は、事業や地域の特性などを考慮した上で、適切な項目を選定する。

## 環境保全目標(技術指針)

実効可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から設定する目標。横浜市の作成した計画等における目標等を踏まえ、個々の環境影響評価項目について設定する。

## 計画段階事業者(条例第4条第1項)

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者)。

## 計画段階配慮(条例第2条第6号)

事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮すること。

## 工作物

建築物をはじめ、土地に定着する人工物の全て。

さ行

## 事業者(条例第2条第5号)

対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又は委託をしようとする者)。

### 3 技術指針改定案(素案)別表1

別表1 地域の概況

現行

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 植物、動物の状況 | 植生、動物の生息及び分布、 <b>農地等</b>                                    |
| 災害の状況    | 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水のおそれのある区域、 <b>液状化の可能性が高いと想定される地域等</b> |

#### 変更点1

環境影響評価項目「緑地」の追加に伴い、項目「植物・動物の状況」に森林を追加しました。

#### 変更点2

項目「災害の状況」の「液状化の可能性が高いと想定される地域」を、別記「土地の安定性」と表現を揃え、「液状化危険度が高い地域」に修正しました。

別表1 地域の概況

改定案

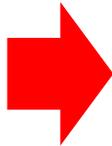
| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 植物、動物の状況 | 植生、動物の生息及び分布、 <b>農地・森林等</b>                          |
| 災害の状況    | 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水のおそれのある区域、 <b>液状化危険度が高い地域等</b> |

## 4 技術指針改定案(素案)別表3

### 変更点

現行の区分の「供用時」の「施設の存在」及び「施設の供用」については、環境影響要因と考えられることから、区分からは削除し、区分の名称を「存在・供用時」としました。

| 現行     |     | 今回    |       |     |        |
|--------|-----|-------|-------|-----|--------|
| 区分     | 工事中 | 供用時   |       | 工事中 | 存在・供用時 |
|        |     | 施設の存在 | 施設の供用 |     |        |
| 環境影響要因 |     |       |       |     |        |
| 細目     |     |       |       |     |        |
| 温室効果ガス |     |       |       |     |        |



## 4 技術指針改定案(素案)別表3

### 環境影響要因の記載例

| 区分               | 工事中     |          |      | 存在・供用時 |       |       |         |       |
|------------------|---------|----------|------|--------|-------|-------|---------|-------|
| 環境影響要因<br><br>細目 | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 地下掘削 | 建物の解体  | 建物の存在 | 施設の稼働 | 関連車両の走行 | 列車の走行 |
| 温室効果ガス           |         |          |      |        |       |       |         |       |

## 4 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

① 改定の趣旨・方向性について

② 本編、別表2の改定案（事務局案）について

③ 別記の改定案（事務局案）について：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土

④ 別記の改定案（事務局案）について：大気質、水質・底質、騒音等の13項目

⑤ 別表2、別記の改定案（事務局案）について：土壌、地盤、土地の安定性、安全

⑥ 本編（2回目）、別表1、別表3

今回

⑦ これまでいただいた御意見を踏まえ、案を提示  
・「ヒートアイランド」の検討について・別記（2回目）  
技術指針改定案素案の提示

R6年12月  
R7年1月

⑧ 意見公募の結果等について・結果を踏まえた案の提示

R7年3月頃

検討にあたり、引き続き、委員の皆様にも御相談させていただきます。  
御協力をお願いいたします。